

# 新城南部企業団地産廃対策会議要綱

(目的)

第1条 新城南部企業団地における産業廃棄物中間処理発酵施設（以下「産廃施設」という。）の操業による周辺地域の環境への影響等の課題（以下「課題」という。）に関し、八名地区の住民（以下「地域住民」という。）が情報を共有し、市民、事業者及び行政が一体となった環境保全の取り組みを図ることにより、地域の環境汚染を未然に防止するため、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(組織・任期・報償等)

第2条 対策会議は、委員25人以内で組織し、委員は、新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に準じた関係地域から選出された者及び八名こども園、八名小学校、八名中学校に通う児童の保護者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の報償は、支給しない。ただし、費用弁償は支払うことができる。

(関係地域)

第3条 関係地域は、条例施行規則第8条の規定に準じて、産廃施設から概ね半径1キロメートルの範囲にある行政区及びそれに隣接する行政区とする。

(会議の運営)

第4条 対策会議は、市長の要請により委員を招集し、その会議の取り回しは、環境部長が行う。

2 必要があると認めるときは、対策会議に市職員、市議会議員及びその他の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の任務)

第5条 会議は、次に掲げる任務に当たるものとする。

(1) 課題に関する委員の意見を聴き、整理すること。

(2) 課題の解決策を検討し、協議すること。

(3) 対策会議において収集した情報及び検討した事項を八名区長会の行政区を通じて地域住民に報告すること。

(4) 条例第9条第1項に準じた説明会の開催及び条例第14条第1項に準じた環境保全協定の締結に向けて産廃施設設置事業者から意見を聴くこと。

(5) 上記の他、対策会議の目的を達成するための任務。

(会議の公開)

第6条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(庶務)

第7条 本会の庶務は、新城市環境部環境課において処理する。

附 則

1. この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

2. 対策会議は、第1条の目的が達せられたと委員の過半数が認められたときまでとする。

3. 対策会議の委員の初年度の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

附 則（平成26年12月18日）

1. 環境部長が不在の場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、環境部職員が行う。